

## 平成27年第2回（5月）議会臨時会会議録

招集年月日	平成27年5月11日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成27年5月11日 午前11時34分		
閉議宣告日時	平成27年5月11日 午後 2時17分		
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄	副町長 山岡正見	教育長 室谷敏彦
	総務課長 吉田 晃	税務課長 中田利明	住民課長 山下利彦
	保健センター館長兼福祉課長 大山 保	産業経済課長 吉岡友次	
	土木課長 川北征章	学校教育課長兼社会教育課長 山本忠浩	
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成27年第2回

追加議事日程(第1号)

川北町議会臨時会

平成27年5月11日午前10時開議

第1 仮議席の指定

第2 選挙第1号 議長選挙について

平成27年第2回

議 事 日 程 (第1号の追加1)

川北町議会臨時会

平成27年5月11日午前10時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 選挙第2号 副議長選挙について
- 第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について  
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第6 議員提出議案第2号 北陸新幹線対策特別委員会設置に関する決議について(議題)  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)  
選任第3号 北陸新幹線対策特別委員会委員の選任について
- 第7 議員提出議案第3号 広報編集特別委員会設置に関する決議について(議題)  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)  
選任第4号 広報編集特別委員会委員の選任について  
〔 各常任委員会、議会運営委員会、北陸新幹線対策特別委員会、  
 広報編集特別委員会の正副委員長互選の報告 〕
- 第8 選挙第3号 白山石川医療企業団議会議員選挙について
- 第9 選挙第4号 能美介護認定事務組合議会議員選挙について
- 第10 選挙第5号 手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙について
- 第11 選挙第6号 手取郷広域事務組合議会議員選挙について
- 第12 選挙第7号 能美広域事務組合議会議員選挙について
- 第13 選挙第8号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 第14 議案第24号 川北町監査委員選任につき同意を求めることについて  
(提案理由の説明、質疑・討論省略、採決)

## 会 議 に 付 し た 事 件

- 選 挙 第 1 号 議長選挙について
- 選 挙 第 2 号 副議長選挙について
- 選 任 第 1 号 常任委員会委員の選任について
- 選 任 第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 議員提出議案第2号 北陸新幹線対策特別委員会設置に関する決議について
- 選 任 第 3 号 北陸新幹線対策特別委員会委員の選任について
- 議員提出議案第3号 広報編集特別委員会設置に関する決議について
- 選 任 第 4 号 広報編集特別委員会委員の選任について
- 選 挙 第 3 号 白山石川医療企業団議会議員選挙について
- 選 挙 第 4 号 能美介護認定事務組合議会議員選挙について
- 選 挙 第 5 号 手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙について
- 選 挙 第 6 号 手取郷広域事務組合議会議員選挙について
- 選 挙 第 7 号 能美広域事務組合議会議員選挙について
- 選 挙 第 8 号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 議案第24号 川北町監査委員選任につき同意を求めることについて

《町民憲章唱和》

◇局長 奥村 栄一

開会に先立ち町民憲章を唱和致します。

一同、ご起立下さい。

(唱和)

ご着席下さい。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会となります。よって議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。従いまして、只今、出席議員中、作田 毅議員が年長議員ですので、ご紹介致します。作田 毅議員、議長席にお着き下さい。

◇臨時議長 作田 毅

只今、紹介されました作田 毅です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行ないますので、どうぞ宜しくお願いします。座らせていただきます。

《開会宣告》

只今から、平成27年第2回川北町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前11時34分)

《仮議席の指定》

◇臨時議長 作田 毅

日程第1 『仮議席の指定』を行います。

仮議席は、只今着席の議席と致します。

《議長選挙》

日程第2 選挙第1号『議長の選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定によって指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に山先守夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま、臨時議長が指名しました山先守夫君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山先守夫君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました山先守夫君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

10 番 山先 守夫君。

◇議長 山先 守夫

はい、議長。

このたび、不肖私、議員の皆様方のご推挙によりまして川北町議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄であり、自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さを一層、痛感いたしている次第でございます。

しかし、皆様のご推薦を受けたうえは、町の発展と町民のために、誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。

皆様方におかれましては、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、甚だ簡単ではありますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇臨時議長 作田 毅

山先議長、議長席にお着き願います。

これをもって、臨時議長の職務は全部終了致しました。

ご協力、ありがとうございました。

《議席の指定》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 1 『議席の指定』を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、現議席のとおり指定します。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 2 『会議録署名議員の指名』を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、

1 番 井波秀俊君、2 番 山村秀俊君、3 番 森 作治君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《会期の決定》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 3 『会期の決定』を議題に致します。

お諮りします。

本臨時会の会期は 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は 1 日間に決定しました。

尚、これに基づく追加議事日程は、お手元へ配布しておきましたから、ご了承願います。

《副議長の選挙》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 4 選挙第 2 号『副議長の選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に苗代 実君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました苗代 実君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました苗代 実君が副議長に当選されました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

6 番 苗代 実君。

◇ 副議長 苗代 実

議長、6 番。

このたび、皆様方のご推挙により町議会副議長に選ばれましたことは、誠に身に余る光栄であり、その責任の重さを痛感いたしている次第でございます。

これからは、山先守夫議長の下で、議会の運営に対しましても、及ばずながら誠心誠意努力いたしたいと思っておりますので、皆様方のご指導ご鞭撻を宜しくお願い申し上げ就任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

◇ 議長 山先 守夫

それでは、ここで暫時休憩します。

(午前 11 時 45 分)

◇ 議長 山先 守夫

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 32 分)

《常任委員会委員の選任》

追加日程第 5 選任第 1 号『常任委員会委員の選任』を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、

総務産業常任委員会委員に山先守夫、作田 毅君、田中秀夫君、森 作治君、井波秀俊君。

教育民生常任委員会委員に坂井 毅君、作田良一君、苗代 実君、西田時雄君、山村秀俊を、それぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、ただいま指名しました諸君を選任することに決定しました。

《議会運営委員会委員の選任》

◇ 議長 山先 守夫

選任第 2 号 『議会運営委員会委員の選任』を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定によって、

山先守夫、作田 毅君、作田良一君、苗代 実君、田中秀夫君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり



異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名しました諸君を選任することに決定しました。

《北陸新幹線対策特別委員会設置》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 6 議員提出議案第 2 号『北陸新幹線対策特別委員会設置に関する決議』についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

◇6 番 苗代 実

議長、6 番。

◇議長 山先 守夫

6 番 苗代 実君。

◇6 番 苗代 実

議員提出議案第 2 号「北陸新幹線対策特別委員会設置に関する決議」について、提案理由の説明を申し上げます。

この度、北陸新幹線につきましては、昭和 57 年、日本鉄道建設公団よりルートの発表があつて以来、平成 9 年 10 月 1 日に高崎・長野間が開業し、平成 27 年 3 月 14 日には、待望の長野・金沢間が開業し、石川県からの長野、関東方面への交通アクセスが格段に向上し、また全国から多くの方々が来県され、その経済効果の大きさが実感されているところであります。

議会としても、昭和 58 年 2 月 1 日に北陸新幹線対策特別委員会を設置し、今日までに関係地元住民の意向等を十分考慮しながら、議会として調査、研究を重ねてきたところでございます。去る 4 月の議会議員の任期満了とともに自然消滅となりました。

以上のことから、北陸新幹線につきましては更に重大な関心を持ち、北陸新幹線対策特別委員会を設置し、継続して調査・研究をする必要性があると思ひ、ご提案をした次第です。

どうか、全会一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

《質疑・討論・採決》

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

苗代 実君ほか2名から提出されました『北陸新幹線対策特別委員会設置に関する決議』のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、『北陸新幹線対策特別委員会設置に関する決議』は、可決されました。

《北陸新幹線対策特別委員会委員の選任》

◇議長 山先 守夫

選任第3号『北陸新幹線対策特別委員会』委員の選任を行います。

お諮りします。

『北陸新幹線対策特別委員会』委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって指名したいと思います。

『北陸新幹線対策特別委員会』委員に山先守夫、坂井 毅君、田中秀夫君、森 作治君、井波秀俊君を指名します。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、『北陸新幹線対策特別委員会』の委員は、只今指名致しました諸君を選任することに決定しました。

《広報編集特別委員会設置》

◇議長 山先 守夫

追加日程第7 議員提出議案第3号『広報編集特別委員会設置に関する決議』についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

◇5番 田中 秀夫

議長、5番。

◇議長 山先 守夫

5番 田中 秀夫君。

◇5番 田中 秀夫

議員提出議案第3号「広報編集特別委員会設置に関する決議」について、提案理由の説明を申し上げます。

この度、「議会だより」につきましても、「議会の活動や流れを町民にわかりやすく伝えること」を旨として、昭和56年11月1日に第1号が発行され、以降、平成27年2月1日には、第134号が発行されるまでに至っています。

そして、昭和 56 年に広報編集委員会を発足して以来、その調査・研究を重ねてきたところですが、条例に規定されない任意組織の形態となっていたこともあり、活動に制約がありました。

以上のことから、議会広報誌につきましても、今後更に重大な関心を持ち、広報編集特別委員会を設置し、創意工夫をもって、住民の意向等を十分に考慮したわかりやすいものとなるよう、継続して調査、研究をする必要性があると思ひ、ご提案した次第であります。

どうか、全会一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

田中秀夫君ほか 2 名から提出されました『広報編集特別委員会設置に関する決議』のとおりに決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、『広報編集特別委員会設置に関する決議』は、可決されました。

《広報編集特別委員会委員の選任》

◇議長 山先 守夫

選任第 4 号『広報編集特別委員会』の委員の選任を行います。

お諮りします。

『広報編集特別委員会』委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定によって指名したいと思います。

『広報編集特別委員会』委員に山先守夫、田中秀夫君、西田時雄君、山村秀俊君、井波秀俊君を指名します。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、『広報編集特別委員会』の委員は、只今指名しました諸君を選任すること

に決定しました。

各常任委員、議会運営委員及び北陸新幹線対策特別委員、広報編集特別委員の方々は次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで、暫時休憩致します。

(午後 1 時 43 分)

◇議長 山先 守夫

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 58 分)

《各常任委員会、議会運営委員会、北陸新幹線対策特別委員会、  
広報編集特別委員会委員の正副委員長互選》

◇議長 山先 守夫

休憩中に行なわれました各常任委員会、議会運営委員会及び北陸新幹線対策特別委員会、広報編集特別委員会において、それぞれ正副委員長が決定しましたので、報告します。  
総務産業常任委員会委員長に田中秀夫君、同じく副委員長に井波秀俊君。  
教育民生常任委員会委員長に作田良一君、同じく副委員長に西田時雄君、  
議会運営委員会委員長に作田 毅君、同じく副委員長に田中秀夫君。  
北陸新幹線対策特別委員会委員長に田中秀夫君、同じく副委員長に森 作治君。  
広報編集特別委員会委員長に西田時雄君、同じく副委員長に山村秀俊君がそれぞれ選任されたので、報告します。

《白山石川医療施設組合議会議員選挙》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 8 選挙第 3 号『白山石川医療企業団議会議員選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定致しました。

白山石川医療企業団議会議員に坂井 毅君を指名します。

お諮り致します。

ただいま、議長が指名しました坂井 毅君を白山石川医療企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました坂井 毅君が白山石川企業団議会議員に当選されました。

只今、白山石川医療企業団議会議員に当選されました坂井 毅君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

《能美介護認定事務組合議会議員選挙》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 9 選挙第 4 号『能美介護認定事務組合議会議員選挙』を行います。

お諮り致します。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

能美介護認定事務組合議会議員に山先 守夫、作田 良一君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました山先守夫、作田良一君を能美介護認定事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名致しました山先守夫、作田良一君が能美介護認定事務組合議会議員に当選されました。

只今、能美介護認定事務組合議会議員に当選されました山先守夫、作田良一君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

《手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 10 選挙第 5 号『手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙』を行います。  
お諮り致します。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたい  
と思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

手取川流域環境衛生事業組合議会議員に山先守夫を指名します。

お諮り致します。

ただいま、指名をしました私を手取川流域環境衛生事業組合議会議員の当選人と定める  
ことにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました山先守夫が手取川流域環境衛生事業組合議会議員に当選  
しました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

《手取郷広域事務組合議会議員選挙》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 11 選挙第 6 号『手取郷広域事務組合議会議員選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたい  
と思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

手取郷広域事務組合議会議員に山先守夫を指名します。

お諮り致します。

ただいま、指名をしました私を手取郷広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました山先守夫が手取郷広域事務組合議会議員に当選しました。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

#### 《能美広域事務組合議会議員選挙》

◇議長 山先 守夫

追加日程第12 選挙7号『能美広域事務組合議会議員選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

能美広域事務組合議会議員に山先守夫、苗代 実君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名をしました山先守夫、苗代 実君を能美広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました山先守夫、苗代 実君が能美広域事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

《石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 13 選挙第 8 号『石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙』を行います。お諮り致します。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に山先守夫を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名をしました私を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました山先守夫が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

《監査委員選任の同意》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 14 議案第 24 号『川北町監査委員選任につき同意を求めることについて』を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、坂井 毅君の退場を求めます。



(8番 坂井 毅退場)

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇ 町長 前 哲雄

はい、議長。

提案理由の説明に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、先般行なわれました議会議員選挙におきまして、めでたく当選をされました。心からお祝いを申し上げたいと思います。

新しい議会組織が只今円満な内に決定されましたことをまずお慶びを申し上げたいと思います。

私も町民多数の温かい支持、ご支援を賜り引き続き、2期目の町政を担う事となりました。今後は、全力をあげてその重責を果たして参りたいと思っております。

何卒、議員の皆様方には変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第24号「監査委員選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。このたび議会議員から選任しておりました監査委員の山本静男さんはこの4月の29日で任期が満了致しました。

その後任としまして、慎重に検討致しましたところ、新たに坂井毅さんを議会選出の監査委員に選任したいと思います。

坂井さんは議長経験者でもあり、豊かな識見を兼ね備え適任であると思っておりますので、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものであります。どうぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明と致します。

◇ 議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

本案件は、人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決を致したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

これから、議案第24号『川北町監査委員選任につき同意を求めることについて』を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成する方は、起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第24号『川北町監査委員選任につき同意を求めることについて』は、同意することに決定致しました。

坂井 毅君の入場を求めます。

(8番 坂井 毅議員入場)

《閉議・閉会》

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しましたので、平成 27 年第 2 回川北町議会臨時会を閉会します。

これにて散会します。

(午後 2 時 17 分)